「

		不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。
暖房部の有無	(1)　あるもの	熱媒体通路部の状態	熱媒体通路部又はその接続口から熱媒体の漏れがないこと。
		燃焼状態	暖房部の負荷及び設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。
	(2)　ないもの	燃焼状態	給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。

」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年十月十五日付けをもって次のとおり型式認定を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日　　国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N10―30	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ―ＶＨ700Ａ	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N10―31	ＮＤＰ63 ＥＮＤＰ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N10―32	電動アシスト自転車 ＬＣ―10Ｅ20234	株式会社モービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目８番７号
交　N10―33	電動アシスト自転車 ＬＣ―10Ｅ20216	株式会社モービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目８番７号
交　N10―34	20型アシスト自転車 20ＭＬ―Ｄ―ＨＳ	塩野自転車株式会社 大阪府堺市堺区三宝町５丁287番地２

○国家公安委員会告示第三十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年十月十五日付けをもって次のとおり型式認定を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日　　国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A10―30	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ―ＶＨ700Ａ	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　A10―31	ＮＤＰ63 ＥＮＤＰ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A10―32	電動アシスト自転車 ＬＣ―10Ｅ20234	株式会社モービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目８番７号
交　A10―33	電動アシスト自転車 ＬＣ―10Ｅ20216	株式会社モービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目８番７号
交　A10―34	20型アシスト自転車 20ＭＬ―Ｄ―ＨＳ	塩野自転車株式会社 大阪府堺市堺区三宝町５丁287番地２

○厚生労働省告示第三百八十号

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第四百二十五号）の全部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十二年十一月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

目次

前文
第１章　総則
　第１　目的
　第２　用語の定義
　第３　適用範囲
　第４　対象疾患等
　第５　対象となるヒト幹細胞等
　第６　基本原則
　　１　倫理性の確保
　　２　有効性及び安全性の確保
　　３　品質等の確認
　　４　インフォームド・コンセントの確保
　　５　公衆衛生上の安全の配慮
　　６　情報の公開
　　７　個人情報の保護
第２章　研究の体制等
　第１　研究の体制
　　１　すべての研究者等の基本的な責務
　　２　研究者の責務
　　３　研究責任者の責務等
　　４　総括責任者の責務等
　　５　研究機関の長の責務等
　　６　組織の代表者等の責務等
　　７　研究機関の基準
　　８　倫理審査委員会